

(仮 訳)

2017年11月17日

To Secretariat to the Financial Stability Board  
c/o Bank for International Settlements  
Centralbahnplatz 2, CH-4002 Basel, Switzerland

**RE: Comments and Responses on the Consultative Questions in the Financial Stability Board’s Consultative Document “Governance arrangements for the unique product identifier (UPI): key criteria and functions (Published on October 3, 2017)”**

日本証券業協会（日証協<sup>1</sup>）は、金融安定理事会（FSB）が2017年10月3日に公表したUPIガバナンスに関するパブリック・コンサルテーションに対し、意見表明を行う機会を得られたことに感謝する。

我々は、世界金融危機後に様々な法域において導入された主要な規制改革の一つであるスワップデータ保管機関を通じたOTC取引データ報告は重要なリスク情報を国際的及び各法域における規制当局に提供することを理解している。

この規制目的を達成するために業界の更なる貢献として我々は、原則として、次に掲げる条件に合致し、ユーザーの便益が発生することが期待される限りにおいてグローバルなデータの蓄積をアシストする取引識別子の協調という理想に賛成である

- 他の取引識別子の発展と相まり、UPIガバナンスに関する調整は、全ての国又は地域において利用者にとって、より複雑でなく、負荷が低いものであるべきである。既に存在するプラットフォームを経由して効果的になされている商品識別を含むデータの収集を行うために新たに実用化される取り組みの導入にかかる負担は軽視されるべきではない。
- 費用は、必ずしも水平に平準化されていなくても、利用者間において、当初システムの稼働後においてはおそらく最低限の固定費と利用量に応じて公平に配分さ

---

<sup>1</sup> 日本証券業協会（日証協）は自主規制機関であり、また行政当局を含む様々な利害関係者との間の対話を円滑にする業界団体としての双方の機能を有する機関である。その法的地位は内閣総理大臣により認定された金融商品取引業協会であり、その機能はそれぞれ独立して運用されている。日証協は日本で活動する約470社の証券会社及び証券業務を行う登録金融機関から組織されている。

れるべきである。報告会社は現在、商品識別情報の特定及び報告について費用負担していない。CPMI-IOSCOはUPIシステムはサービス料を経由して超過コストを利用者が負担することにより運営されるべき旨を提案している。単一のUPIプロバイダー若しくは複数のUPIプロバイダーのいずれが設置されるにせよ、サービスプロバイダーにより課金される料金及び利用者の社内システム増強に掛かるコスト及び時間の経過に伴う費用負担の変更がUPIシステムの利用を妨げるべきではない。

- SDR規制（スワップディーラー登録規制）及びUPI要件が導入されている国又は地域においては報告義務を有する会社全社に影響するためサービスプロバイダーは利用者の所属する時間帯において理想的には利用者の使用する言語にて利用者をサポートしなければならない。それは導入に係る負担を軽減する。
- ISINやLEIといった取引識別報告のために既に存在する、又は導入が予定されている業界プラットフォームやガバナンスは業務の重複を避けるためにUIシステムの開発及び分析において活用可能であろう。同時に利用者が自身で完全に新たな枠組みやプロセスを構築する必要はないだろう。
- UPIシステム及び運用手続きの変更は、デザイン段階及びレビュー段階において事前に適正なレベルの利害関係者の参加が要求されるべきである。

我々は、取引報告の協調に対する国際的な努力に関するコンサルテーションに回答する機会を得たことに感謝するとともに更なる議論へ喜んで貢献したいと考えている。ご不明の点があれば、ご連絡願いたい。

敬具